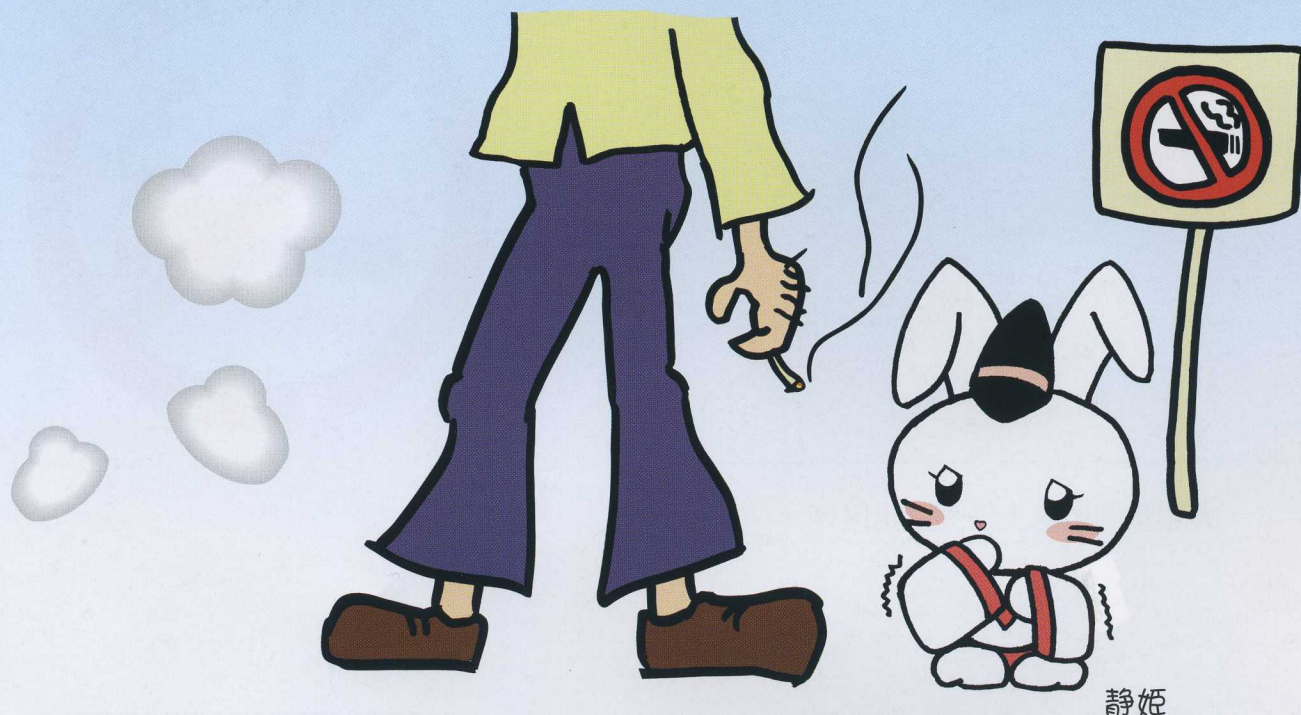


やめよう路上喫煙!!

鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例

平成21年4月1日施行



静姫

鎌倉市では道路、公園、広場など屋外の公共の場所で喫煙をしないよう努めていただくほか、鎌倉駅・大船駅の周辺の路上喫煙禁止区域での喫煙を禁止します。

The city of Kamakura would like people to avoid smoking on the streets within the city limits. The city has also established "Public Nonsmoking Areas" where street smoking is strictly prohibited.

请在鎌仓市内所有的道路、广场、公园等室外公共场所尽量不要吸烟。禁止在鎌仓车站、大船车站周边所设置的“路上禁烟区”内吸烟。

가마쿠라시에서는 시내 모든 지역의 도로나 광장, 공원 등 실외 공공장소에서 담배를 피우지 않도록 노력할 것을 의무화 하고 있습니다. 또한, 「도로상 흡연금지구역」에서는 도로상 흡연이 엄격히 금지되어 있습니다.

- 鎌倉市では市民の皆さんからの要望をもとに、火傷などたばこの火による危険やたばこの吸い殻の散乱の防止のため条例を制定し、特に人通りの多い鎌倉駅・大船駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定しました。
- 路上喫煙禁止区域では、屋外での喫煙（火のついたたばこを持つことも含みます）を禁止します。
- 禁止区域以外の市内の屋外の公共の場所でも喫煙はやめましょう。

路上喫煙禁止区域

NO SMOKING AREAS

鎌倉駅周辺路上喫煙禁止区域



大船駅周辺路上喫煙禁止区域



路上喫煙禁止区域では、路上喫煙防止指導員が巡回します。
指導・命令に従っていただけない場合には過料 2,000 円を徴収することになります。
(平成 21 年 7 月 1 日から)

上図の ■ 内では、たばこを吸うことだけでなく、火のついたたばこを持つことも禁止されています。

路上喫煙禁止区域では、屋外の公共の場所での喫煙が禁止され、違反した場合には過料の対象となります。(平成 21 年 7 月 1 日から施行)

The city of Kamakura would like people to avoid smoking on the streets within the city limits. The city has also established "Public Nonsmoking Areas" where street smoking is strictly prohibited. FROM Jul.1,2009, Violaters may be subject to a ¥2,000 fine.

请不要在市内道路、广场、公园等室外公共场所吸烟。
在禁烟区内(吸烟专设场所除外)吸烟,将会被罚款 2000 日元。(2009年 7 月 1 日起实施)

가마쿠라시에서는 시내 모든 지역의 도로나 광장, 공원 등 실외 공공장소에서 담배를 피우지 않도록 노력할 것을 의무화 하고 있습니다. 또한, 「도로상 흡연금지구역」에서는 도로상 흡연이 엄격히 금지되어 있습니다. 위반자에게는 과태료 2,000 엔이 부과될 수 있습니다. (2009년 7월 1일부터 시행)

問い合わせ先 鎌倉市環境保全推進課 〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10 ☎0467-61-3443